

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 3 日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名 称 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
住 所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 40 号

(2) 名 称 第七管区海上保安本部
住 所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 10 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 関門港門司区（付図に示すとおり）

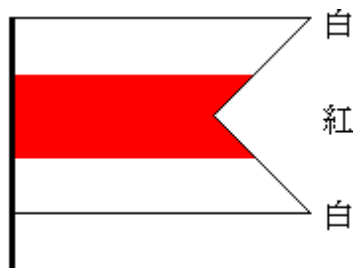
(2) 期 間 令和 8 年 6 月 29 日から
令和 8 年 7 月 10 日までのうち 1 日

3 水路測量の実施方法

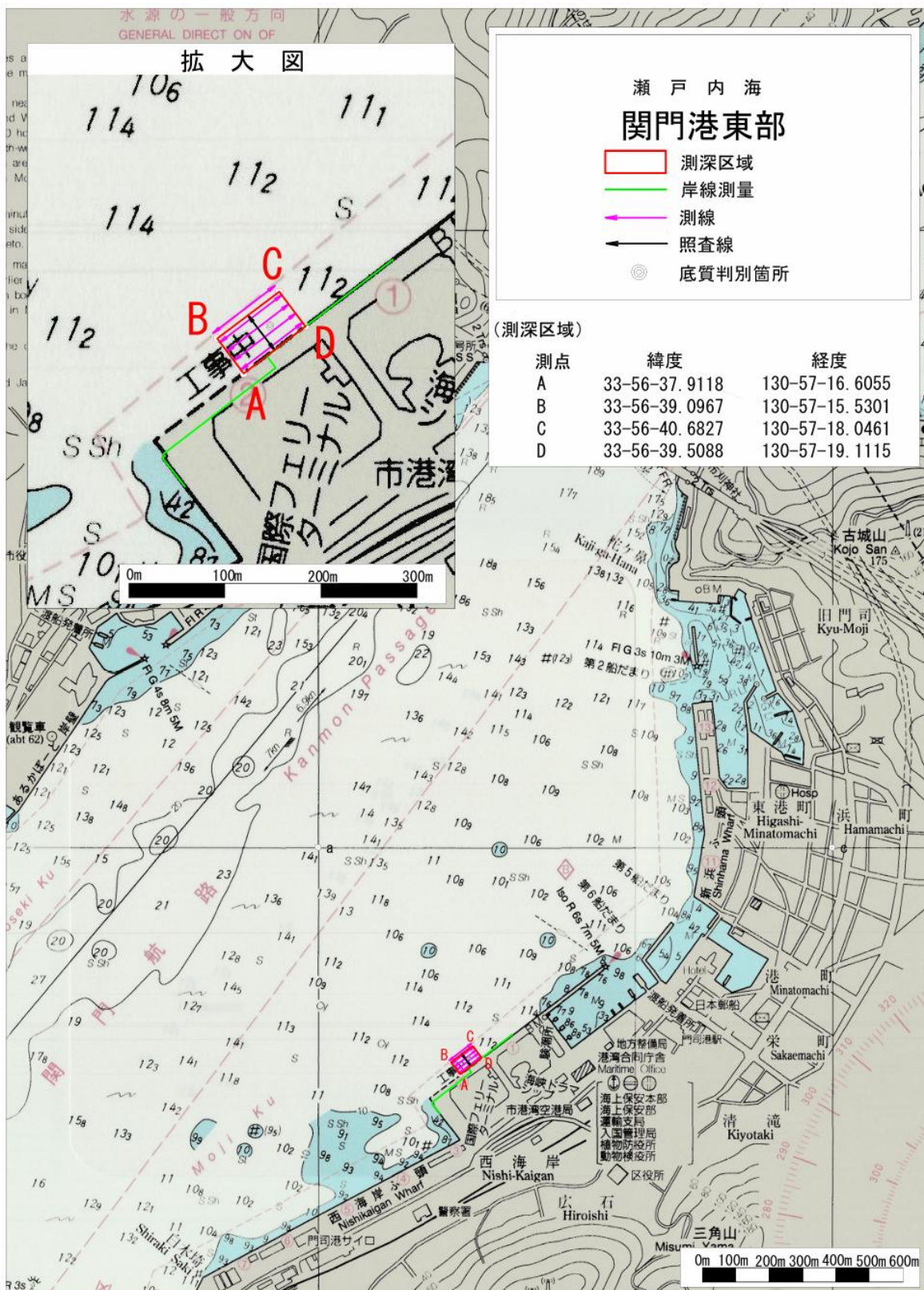
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。



※この海図は海上保安庁刊行のW1262の1万5千分の1を一部複製したものである